魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和4年3月4日(金) 午後1時00分
- ・ところ スカイホテル魚津大ホール

議事

- 第1 議事録署名委員について
- 第2 議案 第 7 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する 許可決定について
- 第3 議案 第 8 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見決定について
- 第4 議案 第 9 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地 利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関 する法律第19条第3項の規定による意見決定について
- 第5 議案 第 10 号 農作業標準料金の決定について

総会の種類 定例総会

2. 総会の場所 スカイホテル魚津大ホール

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 12名

会長(議長) 14番 杉山 篤勇 会長職務代理者 11番 北田 直喜

委員 1番 稗苗 史絵 3番 宮坂 博一

4番 佐々木 隆 5番 住田 賀津彦

7番 大﨑 章博 8番 金坂 隆男

9番 髙橋 順子 10番 松田 治之

12番 谷越 彦茂 13番 石坂 誠一

5. 総会に欠席した農業委員の数 2名

2番 小坂 義則 6番 關口 卓司

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 5名

上野方地区 宮坂新太郎 下野方地区 石川 信廣

天神地区 武田 博昌 経田地区 経田 高久

西布施地区 谷﨑 雅彦

7. 議事録署名委員

4番 佐々木 隆 5番 住田 賀津彦

8. 総会に出席した職員

事務局長 矢野 道宝 庶務係長 高森 玲子

主任 中尾 能成 主任 井口 健太郎

主事 横田 悠介

【開 会:午後1時00分】

議長: それではただ今から令和3年度3月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、4番佐々木委員、5番住田委員にお 願いいたします。

議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局: 議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。議案書2ページ目をご覧ください。 今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりで、面積合 計が814㎡です。

それでは3ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第7号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われます。

議長: ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの 説明をお願いします。

12番: 事務局から説明があった通りです。申請地は隣接農地の方に耕作 を相談しましたが受けてもらえず、譲受人に相談したところ、譲渡 し耕作をしてもらうことになったものです。

議長: 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長: 特に無いようならば申請通り許可決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長: 異議が無いようですので、議案第7号は許可決定いたします。 議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局: 議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見決定についてご説明します。

5ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は6件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは6ページ目の総括表から読み上げてご説明いたします。

【議案第8号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長: ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの

説明をお願いします。

3番: 譲渡人と譲受人は母と息子の関係になります。道路予定地が自宅 敷地にかかるため、道路の山手側に住宅を建てる計画です。何ら問 題無いと思います。

11番: 先ほど現地確認をしてきた通りです。○○さんの宅地と申請地を合わせて開発するものです。譲渡人は○○さんと親族の関係にあり市外に居住しています。本案件については近隣の方から同意を得ています。雨水は最終的に鴨川へ流すということで特に問題無いかと思います。

4番: 現地は雪が多く現況を確認できませんでしたが、事務局から説明 があった通りです。問題無いと思います。

14番: 4番の案件ですが、先ほど現地調査をしてきた通りであります。 雨水排水先の水路が細いですが、これまで特に問題は無く、今回調整池も設けますので問題無いかと思います。 5番の案件についても特に問題無いと思います。

会長職務代理: 6番については、關口委員が欠席のため、事務局から説明願います。

事務局: 關口委員からは、現地確認をした上で特に問題無い旨の意見を事前に承っておりますので報告致します。

議長: 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

7番: 4番の案件について、雨水排水先の水路は自由勾配側溝で塞がる のでしょうか。

事務局: 排水先の水路や道路法面は塞がない計画です。

議長: 他に意見はありませんか。

議長: 意見が無いようならば、申請通り意見決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長: 異議が無いようですので、議案第8号は意見決定いたします。

議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局: 議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について説明いたします。

今月の案件は、全45件、168筆、199,624㎡です。権利の設定等は 記載の通りです。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長: 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

7番: 利用権設定の期間が1年のものがありますが、間違いありませんか。

事務局: 間違いありません。

議長: 他に意見はありませんか。

議長: 特に無いようならば申請通り決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長: 異議が無いようですので、議案第9号は決定いたします。

議案第10号農作業標準料金の決定について、事務局より説明を求め

ます。

事務局: 議案第10号について説明いたします。

【議案10号 議案書をもとに朗読】

本件の農作業標準料金は、令和4年2月15日に開催した農作業標準料金に関する検討会において審議されたもので、適当であると考

えます。

議長: 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

4番: 草刈賃金について、時給制にしてある理由を教えてください。

11番: 検討会に参加していたのですが、基準としたのはシルバー人材センターの草刈の時給単価です。あくまでも標準的な指標であり、機械持込で時給2,000円は妥当かと思います。

事務局: 草刈賃金の作業時間は1時間単位ですが、畦畔の高さによる割増 等については、当事者間で協議し、決定していただくことになりま す。

経田推進委員: 機械持込の想定されている機械はどんなものですか。

事務局: 想定しているのは一般的な肩掛けのものです。

議長: 他に意見はありませんか。

議長: 特に無いようならば申請通り決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長: 異議が無いようですので、議案第10号は決定いたします。 これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事 務局より説明して下さい。

事務局:・農振除外(令和4年1月受付分)について

- ・非農地通知について(令和4年2月分)
- ・令和3年度農業委員会研修会について
- ・令和4年度農業委員会総会の日程について
- ・農地利用最適化業務活動日誌の提出について(令和3年度分)
- ・農業委員活動記録簿(冊子)の提出について(10月~3月分)

議長: 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会:午後3時00分】

農地法第3条調査書

議案第7号 受付番号1番 (所有権移転)

譲渡人		譲受人		作成者	中尾	能成
		判断の)理由			該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	員の状況から	有している機械の みて、耕作の事業 きるものと見込ま	に供すべき農地			しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個	人であり適用なし				しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではなり	いため適用なし。				しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人は農事すると見込	作業を行う必要が まれる。	ある日数につい	て農作業	に従	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕	作の事業に供すべ	き農地は下限面	債を超え	る。	しない
第2項第7号 (地域調和)	いて管理がでを移転後は牧利の農地の農地の農地の関係を表している。 2月2	は、譲渡人が譲渡人が譲渡人が譲渡かいる。 おなあるするので地とより で地とより効率によの が選集が を を を の の の の の の の の の の の の の	人の希望によりは、休耕地となある。 の集団化、農作の総合的な利用。 の、中尾が現地	農地の所っており業の効率の確保に	有権 化、支	しない

議案第8号 受付番号1番 (使用貸借権設定)

(使用貸借権設定)				
譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎		
	許可要件の状況			
農地の区分		農地の中にあり、かつ、土地改良事業 第1種農地と判断しました。転用許可		
転用目的	用されることから、代替地に住宅			
資力及び信用	は全額物件の補償金でまかなう計	ったことはなく、必要な資金について 画で、物件補償契約書及び土地売買契 りますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権 利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨	iげとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性		請地に係る農地を申請に係る用途に供いことになっていますが、許可後すぐ		
行政庁の免許、許可、認 可等の見込み				
農地以外の土地の利用見込み		申請に係る事業の目的に供する土地を 可しないことになっていますが、申請 ん。		
計画面積の妥当性		係る事業の目的からみて適正と認めらなっていますが、本件は、住宅敷地とと考えます。		
宅地の造成のみを目的と する場合にはその妥当性	のみを目的とするものである場合 になっていますが、本件は住宅の す。	の他の施設の用に供される土地の造成 は、一定のもの以外は許可しないこと 建設が目的であり該当しないと考えま		
周辺の農地等に係る営農 条件への支障の有無	が及ばぬよう配慮されます。生活	・ト擁壁を設置し、近隣の農地等に被害 雑排水は下水道に接続し、雨水は新設 る計画であり問題無いと考えます。 ・分断することはありません。		
一時転用の妥当性 法令(条例を含む。)に より義務付けられている 行政庁との協議の進捗状 況				

議案第8号 受付番号2番 (所有権移転)

(所有権移転)			1	
譲受人		譲渡人		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況			
農地の区分	種住居地域 地と判断し	或) が定められた市街均	也の区域内	号に規定する用途地域(第一 にある農地であり、第3種農
転用目的	性が高く、		宅敷地の引	あり、生活環境としての利便 き合いが多いことから、需要 です。
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨した始末書を添付されています。必要な資金については、自己資借入金でまかなう計画であり、融資可能証明書及び残高証明書がれており、適当であると考えます。			金については、自己資金及び
転用行為の妨げとなる権 利を有する者の同意状況	申請に依	系る農地の転用行為の娘	妨げとなる	権利はありません。
申請に係る用途に遅延な く供することの確実性	する見込み に工事に <i>7</i>	みがない場合は許可し7 人る予定です。	ないことに	る農地を申請に係る用途に供 なっていますが、許可後すぐ
行政庁の免許、許可、認 可等の見込み	必要とする 分の見込み	る場合においては、これ みがない場合は許可し7 見定による開発行為の記	れらの処分 ないことに	免許、許可、認可等の処分を がなされなかったこと又は処 なっていますが、都市計画法 提出する予定で、許可見込み
農地以外の土地の利用見込み	て、市が管とで協議。	管理する法定外公共物 中であり、また、隣接等	(農道)が 宅地も取得	事業の目的に供する土地とし ありますが、付け替えするこ 予定があるため、農地と一体 を利用する見込みがあります
計画面積の妥当性	れない場合地分譲敷地	合は、許可しないことん 他として必要最小限のi	こなってい 面積であり	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	のみを目的 になってい 定に該当す	内とするものである場合 いますが、本件は、農 ^は するものであり、問題7	合は、一定 地法施行規 ないと考え	
周辺の農地等に係る営農 条件への支障の有無	が及ばぬるする自由な	よう配慮されます。生活	舌雑排水は リフィス桝 と考えます。	_
一時転用の妥当性				
法令(条例を含む。)に より義務付けられている 行政庁との協議の進捗状 況				

議案第8号 受付番号3番

(使用貸借権設定)

				_	
	譲渡人		作成者 井口	健太郎	
許可要件の状況					
施行済区域	はおおむね18haの一団の農地の中にあり、かつ、土地改良事業 或内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可 客接続です。				
	借受人は現在妻の実家に同居していますが、子供の誕生により手狭に なってきたため、戸建て住宅を建設する計画です。				
申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金 は全額借入金でまかなう計画で、住宅ローン事前審査回答書を 添付しておりますので適当であると考えます。					
申請に係	系る農地の転用行為の	り妨げとなる	権利はありま	せん。	
する見込み	*がない場合は許可し				
利用する見	見込みがない場合は、	許可しない			
れない場合	合は、許可しないこと	とになってい	ますが、本件	·	
のみを目的	りとするものである場	場合は、一定	のもの以外は	許可しないこと	
配慮されまする計画で	ミす。生活雑排水はT ごあり問題無いと考え	下水道に接続 えます。	し、雨水は隣	接の水路へ放流	
	施基 な は添 すに 利地 れし のにす 配す 行準 借っ申全付申 許る工 申用は申なて 申みな。隣慮る 済は 受て請額し請 可見事 請す全請い必 請をつ 接さ計 区集 人き者借てに を込に にるてに場要 に目て 地れ画	記録を表する。 記録を表する。 申請地は対内接です。 申請所とはでの一定を表す。 申請所は、まますのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	許可要件の状 申請地はおおむね18haの一団の農地の農地であるため、第1種選連は集落接続です。 借受人は現在妻の実家に同居していますとったときたため、正達反転用計画である店とときたのででである場地のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	許可要件の状況 申請地はおおむね18haの一団の農地の中にあり、かつ施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しま基準は集落接続です。 借受人は現在妻の実家に同居していますが、子供の誕なってきたため、戸建て住宅を建設する計画です。申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要は全額借入金でまかなう計画で、住宅ローン事前審査回添付しておりますので適当であると考えます。申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありまず可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請する見込みがない場合は許可しないことになっていますに工事に入る予定です。 申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的からみれない場合は、許可しないことになって地は全て農地であり、該当しません。申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみれない場合は、許可しないことになっていますが、本件して必要最小限の面積であり妥当と考えます。 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供さのみを目的とするものである場合は、一定のもの以外はになっていますが、本件は住宅の建設が目的であり該当す。 隣接地との境界には擁壁を設置し、近隣の農地等に被配慮されます。生活雑排水は下水道に接続し、雨水は隣	

議案第8号 受付番号4番

(賃借権設定)

(賃借権設定)					
譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎			
	許可要件の状況				
農地の区分	申請地は、10ha未満(8.7ha)の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。				
転用目的	申請地は県道沿いに位置し、周囲には大型商業施設や飲食店があり、 国道バイパスからのアクセスも良好で集客が期待できることから、ドラッグストアの店舗敷地として利用する計画です。				
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行った は全額自己資金でまかなう計画で、残 ますので適当であると考えます。				
転用行為の妨げとなる権 利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げと	となる権利はありません。			
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地する見込みがない場合は許可しないこ に工事に入る予定です。	_			
行政庁の免許、許可、認 可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政必要とする場合においては、これらの分の見込みがない場合は許可しないこ第29条の規定による開発行為の許可申ります。	の処分がなされなかったこと又は処 ことになっていますが、都市計画法 申請を提出済みで、許可見込みがあ			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請 利用する見込みがない場合は、許可し 地は全て農地であり、該当しません。	しないことになっていますが、申請			
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る れない場合は、許可しないことになっ して必要最小限の面積であり妥当と考	っていますが、本件は、店舗敷地と			
宅地の造成のみを目的と する場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他のみを目的とするものである場合は、 になっていますが、本件は店舗の建設 す。				
周辺の農地等に係る営農 条件への支障の有無	隣接地との境界にはL型擁壁等を設よう配慮されます。生活雑排水は下がを経由し調整池に集水し、オリフィスへ放流する計画であり問題無いと考え今回の転用によって集団農地を分と	ス桝で流量調整した後、既存の水路 えます。			
一時転用の妥当性 法令(条例を含む。)に より義務付けられている 行政庁との協議の進捗状 況					

議案第8号 受付番号5番 (使用貸借権設定)

(使用貸借権設定)				
譲受人		譲渡人		作成者 井口 健太郎
		許	可要件の状	況
農地の区分	用地等の連 ます。	担している土地に近	近接している	他の区域内にあり、かつ、住宅 ことから第2種農地と判断し なし(集落接続)です。
転用目的	借受人は を建設する		いますが、	この誕生を機に自己所有住宅
資力及び信用	は全額借入		、住宅ロー	はなく、必要な資金について ン事前審査回答書を申請書に す。
転用行為の妨げとなる権 利を有する者の同意状況	申請に係	る農地の転用行為の	がげとなる	権利はありません。
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	する見込み			る農地を申請に係る用途に供なっていますが、許可後すぐ
行政庁の免許、許可、認 可等の見込み				
農地以外の土地の利用見込み	利用する見		許可しない	る事業の目的に供する土地をことになっていますが、申請
計画面積の妥当性	れない場合		になってい	の目的からみて適正と認めらますが、本件は、住宅敷地とす。
宅地の造成のみを目的と する場合にはその妥当性	のみを目的 になってい す。	とするものである場 ますが、本件は住宅	合は、一定 この建設が目	設の用に供される土地の造成 のもの以外は許可しないこと 的であり該当しないと考えま
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	が及ばぬよの道路側溝	2=21 : ::	E活雑排水は っり問題無い	· · ·
一時転用の妥当性 法令(条例を含む。)に より義務付けられている 行政庁との協議の進捗状 況				

議案第8号 受付番号6番 (使用貸借権設定)

(使用貸借権設定)		T				
譲受人		譲渡人	作成者	井口 健太郎		
	許可要件の状況					
農地の区分	申請地は、おおむね11haの一団の農地の区域内にある、第1種 判断します。 転用許可基準は、集落接続です。					
転用目的	借受人に 画です。	借受人は両親に子育ての協力を得るため実家近くに住宅を建設する計画です。				
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金につい は全額借入金でまかなう計画で、住宅ローン事前審査回答書と貸付の 諾書及び通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考 ます。					
転用行為の妨げとなる権 利を有する者の同意状況	申請に係	系る農地の転用行為の妨	げとなる権利は	ありません。		
申請に係る用途に遅延な く供することの確実性	する見込み	受けた後、遅滞なく、申 xがない場合は許可しなり くる予定です。				
行政庁の免許、許可、認 可等の見込み						
農地以外の土地の利用見 込み	利用する見	いかる農地と一体として 見込みがない場合は、許 慢地であり、該当しませ	可しないことに			
計画面積の妥当性	れない場合	系る農地の面積が申請に合け、許可しないことに ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	なっていますが、			
宅地の造成のみを目的と する場合にはその妥当性	のみを目的 になってい す。	系る事業が工場、住宅そのとするものである場合(いますが、本件は住宅の	は、一定のものり建設が目的であ	以外は許可しないこと り該当しないと考えま		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	が及ばぬ」の道路側溝	この境界にはコンクリー こう配慮されます。生活 毒へ放流する計画であり 云用によって集団農地を	雑排水は下水道に 問題無いと考え	に接続し、雨水は隣接ます。		
一時転用の妥当性 法令(条例を含む。)に より義務付けられている 行政庁との協議の進捗状 況						